

令和8年度中小企業脱炭素経営強化促進事業 委託先募集要領

1 事業の背景及び目的

カーボンニュートラルの実現のためには、本県の企業数全体に占める割合が極めて高い中小企業において脱炭素経営を進めることが不可欠であるが、中小企業は大企業と比較して各種リソースに制約があり、取組が進みにくい。また、パリ協定が求める水準と整合した意欲的な温室効果ガス排出削減目標（SBT※）の設定や、具体的な排出削減計画・脱炭素経営ロードマップの策定等が有効であるが、中小企業にとってはこれらの取組のハードルが高い状況がある。

さらに、近年、企業活動においてはサプライチェーン全体での排出削減に向けた取組が求められており、こうした動向を踏まえて、サプライチェーンや業界団体等と連携して関連中小企業の脱炭素経営を支援するとともに、好事例をサプライチェーンや業界団体等において展開し、更なる底上げ、脱炭素化につなげることが求められる。

以上の背景を踏まえ、県内の中小企業を対象に、SBTの認定取得や排出削減計画の策定等を支援し、その成果を関連サプライチェーンや経済団体、業界団体等に事例展開するとともに、取組の進め方について広く情報発信するための成果報告会を開催することで、県内中小企業及び関連サプライチェーン等全体での脱炭素経営の底上げ、強化促進を図る。

※ SBT (Science Based Targets)

SBTは、パリ協定が求める水準と整合した、5～10年先を目標年として企業が設定する削減目標。

CDPやWWF（世界自然保護基金）等が共同で運営する国際イニシアチブが、企業の設定した削減目標を検証し、その目標が要求基準を満たしていればSBT目標として認定する。

SBT認定には、事業者の直接排出(Scope 1)及び電気等の使用に伴う間接排出(Scope 2)を対象とする「中小企業版」と、サプライチェーン全体の排出(Scope 1～3)を対象とする「通常版」がある。

2 事業内容

別紙「令和8年度中小企業脱炭素経営強化促進事業仕様書」のとおり

3 委託の方法

事業実施にあたって企画提案を公募型プロポーザル方式により広く募り、最も優れた企画提案者として選考された1者と業務仕様書及び契約金額を委託限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結する。なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議する。

4 委託金額

14,900,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 応募資格

応募の資格者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛知県の令和8・9年度入札参加資格者名簿の業務（大分類）の「3. 役務の提供等」に登録されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、愛知県から愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止処分を受けていないこと
- (3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと
- (4) 県内に本社・支社又は営業所等の活動拠点を有する者
- (5) 複数の事業者による共同事業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおり。
 - ア 共同事業体を代表する事業者が応募を行うこと
 - イ 共同事業体を構成する全ての事業者が、応募資格（2）及び（3）の要件を満たす者であること
 - ウ 共同事業体を代表する事業者が、応募資格（1）及び（4）の要件を満たす者であること

6 説明会

応募希望者を対象に、下記のとおり説明会を開催する。

- (1) 開催日
令和8年4月22日（水）午前10時30分から
- (2) 実施場所
愛知県庁 本庁舎3階 第5会議室
- (3) 参加申込方法
参加希望者は、令和8年4月21日（火）午後3時までに電子メールにより申し込むこと。
申込先：ondanka@pref.aichi.lg.jp
※タイトルは「中小企業脱炭素経営強化促進事業 説明会参加申込」とし、本文中に、
①貴社名・所属、②参加者氏名（1社あたり2名まで）、③連絡先（電話、メールアドレス）を記載すること。
(注) 説明会への参加は必須条件ではないが、可能な限り出席すること。

6 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案参加申込書（様式1）：1部
 - イ 企画提案書（様式2から様式5のとおり）：各8部（正本1部、副本7部）
社名や、社名が推測できるような記述はしないこと

- ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式6）：1部
- エ 愛知県内に本社、支社又は営業所等があることを証明できる書類（商業・法人登記簿謄本又は納税証明書等）：1部
- オ 会社パンフレット等、提出者の概要のわかるもの：1部

(2) 提出方法

持参、郵送（配達証明に限る。）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）による。

(3) 提出期限

令和8年5月21日（木） 午後5時必着

(4) 企画提案書作成上の注意

- ・用紙サイズはA4版を使用し、できるだけ両面を利用すること。ただし、A3版の用紙をA4版サイズに折りたたみ挿入することは可とする。
- ・法人・団体名は様式1以外に記入しないこと。
- ・必要に応じて、図表、イラスト等を用いて分かりやすく記載すること。
- ・提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・企画提案は1事業者1提案とする。
- ・提出期限後の問い合わせ、書類の追加、修正には原則として応じない。
- ・提出書類は返却しない。
- ・正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付する。

(5) 提出場所

愛知県 環境局 地球温暖化対策課 計画推進グループ
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県西庁舎6階
電 話 052-954-6242（ダイヤルイン）
F A X 052-955-2029
メール ondanka@pref.aichi.lg.jp

(6) 業務内容等に関する質問

質問しようとする者は、質問票（様式7）に必要事項を記載し、FAX又は電子メールで送信すること。

ア 質問の受付場所 (5)に同じ

イ 質問の受付期間 令和8年4月23日（木） 午後5時まで

ウ 質問及び質問に対する回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、令和8年5月11日（月）（予定）までに愛知県のウェブサイト（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/datsutansokeiei2026.html>）に掲載するとともに、質問者に対して電子メールにより回答する。

本サイトには、仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答につ

いては企画提案書等の提出前に必ず確認すること。

7 企画提案の選考等

(1) 選考方法

提出された企画提案書について、原則、書類審査の他、本県が設置する選考委員会においてプレゼンテーションによる審査を行う。なお、プレゼンテーションによる審査にあたっては、オンライン参加も可能とする。

選考委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合せ及び異議申し立てには応じない。

(2) 選考基準

以下の項目について評価し、総合的に選考を行う。

評価項目	評価ポイント
業務の実績、実施体制	<ul style="list-style-type: none">・過去の業務実績は十分かつ適切か。・業務の円滑な実施が見込める適切な実施体制か。
事業実施計画	<ul style="list-style-type: none">・本事業の趣旨を理解し、全体事業計画、スケジュール等が具体的かつ適切なものとなっているか。・中小企業5社へのS B T認定基準に合致した排出量削減目標等の設定支援について、支援の方法やサポート体制が具体的かつ適切な内容となっているか。・中小企業5社への排出削減計画策定・ロードマップ作成支援について、省エネ診断や排出削減計画策定、脱炭素経営ロードマップ作成等の支援の進め方が具体的かつ適切な内容となっているか。・事例紹介コンテンツの作成内容や、関連サプライチェーン、業界団体等への展開方法が具体的かつ適切な内容となっているか。・成果発信会の開催について、開催内容が具体的かつ適正な内容となっているか。
その他	<ul style="list-style-type: none">・本事業の付加価値や成果の高まりが期待できる提案者独自の追加提案はあるか。・必要な経費が、適切な数量・単価で積算されているか。

社会的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的価値の実現に資する取組として、以下の取組を行っているか。 ・ 環境マネジメントシステムの導入 ・ 自動車エコ事業所の認定 ・ あいちカーボンニュートラルチャレンジの認定 ・ あいち生物多様性企業認証の認証 ・ 障害者法定雇用率の達成 ・ 協力雇用主の登録、保護観察対象者等の雇用、障害者就労施設等からの調達実績 ・ 女性の活躍促進宣言、あいち女性輝きカンパニーの認証 ・ えるぼし認定、プラチナえるぼし認定 ・ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録 ・ あいちっこ家庭教育応援企業への賛同 ・ くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定 ・ 愛知県休み方改革マイスター企業の認定 ・ 愛知県「休み方改革」イニシアチブ「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」の実施 ・ あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入、エコ通勤優良事業所の認証
-------	---

※あいち女性輝きカンパニーの評価については、女性の活躍促進宣言を提出していることが前提である。

(3) 選考結果の通知

全提案者に対し、郵送で通知する。

8 契約保証金の納付義務

契約金額の100分の10以上の金額を納めなければならない。

ただし、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第129条の3の規定に該当する場合は免除することもある。

9 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出、説明会の出席及び審査会の出席に必要な経費については、各応募者の負担とする。なお、提案された企画提案書は、返却しない。
- (2) 本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。